

汚泥再生処理センター性能指針の 一部を改正

環境省は、汚泥再生処理センター性能指針の一部を改正し、平成 15 年 12 月 19 日付で廃棄物・リサイクル対策部長から各都道府県知事宛に通知した。この改正により汚泥再生処理センターの資源化設備として汚泥の助燃剤化が追加され、生活排水処理施設が補助対象から外された。

環廃対発第 031219003 号
平成 15 年 12 月 19 日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長

汚泥再生処理センター性能指針の 一部改正等について（通知）

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針については、平成 12 年 10 月 6 日付け生衛発第 1517 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別添「汚泥再生処理センター性能指針」、「コミュニティ・プラント性能指針」及び「生活排水処理施設性能指針」、「し

尿・浄化槽汚泥高度処理施設性能指針」を適用してきたところであるが、近年の新技术開発による廃棄物処理技術の多様化、国庫補助事業の重点化を踏まえ、今般、これらの一部を下記のとおり改正し、平成 15 年度以降新たに着手する国庫補助事業から、新たに改正後の別添 1 から 3 までを廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱（昭和 53 年 5 月 31 日付け厚生省環第 382 号厚生事務次官通知）通則 3 に定める細目基準として適用することとしたので、本件了知の上、貴管内市町村等に対する通知方よろしく願います。

記

1. 別添 1 の第 3 の 17 の次に次のように加える。
18 助燃剤
汚泥再生処理センターから発生する汚泥を加工することで、焼却施設の燃料として利用することが可能なもの又は焼却施設における使用燃料の節約に資するものをいう。
2. 別添 1 の第 4 の 2(1)ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。
(イ) 助燃剤として資源化する場合の性状
汚泥の含水率について 70%以下であること。
3. 別添 3 を削り、別添 4 を別添 3 とする。